三十　第七条の三第二項第十二号の流量が著しく増加することを防止するための措置	三十　蓄圧器とディスペンサーとの間の配管に設けた圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十一～六十三　［略］	三十一～六十三　［略］
5の2～8　［略］	［略］
備考　［略］	

別表第六（第九十四条の七の三第一項関係）

項目	認定の基準
1　本社の関与及び法令遵守の体制の確保	
一　保安に係る基本姿勢	一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。 四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。
二　法令遵守の体制	一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。 二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。 三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

［新設］

三十　第七条の三第二項第十二号の流量が著しく増加することを防止するための措置	三十　蓄圧器の出口に設けた圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十一～六十三　［略］	三十一～六十三　［略］
5の2～8　［略］	［略］
備考　［略］	